

お客様各位

平成31年2月1日

寒い中にも春の足音が聞こえてくるような今日この頃、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成31年度税制改正について

1. 今月の事務

平成30年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2月18日から3月15日までです。

給与所得者であっても昨年末に年末調整を受けなかった人、30年中の給与収入が2000万円を超える人、一定額以上の副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたり、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被った場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

今回の変更点として、①控除の対象となる配偶者の所得が拡大されるなど配偶者(特別)控除の内容が大きく変わること。②確定申告書等作成コーナーは、スマートフォンでも操作ができることです。

そして、引き続き、医療費控除の申告においては、医療費の領収書の提出は不要ですが、代わりに医療費控除の明細書の提出が必要です。医療費の領収書は5年間保存しなければなりません。申告書にはマイナンバーの記載が必要になることに留意して下さい。

還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の1月1日から5年間です。なお、この還付申告は確定申告と同様に扱われますので、仮に医療費控除だけを適用してしまうと、後日、過去の株式等の譲渡損失の損益通算を適用することは認められないため、必ず同時に申告する必要があることに留意して下さい。この還付申告は、2月18日より前の時期でも受け付けてもらえるため、税務署が比較的空いている時期に行くのが良く、一部の税務署は、期間中の日曜日にも確定申告の相談・申告書の受付を行っていますので、詳しくは、国税庁のホームページで確認してください。

2. 平成31年度税制改正について

前回号で、平成31年度税制改正大綱の主要な項目を説明しましたが、今回はその補足です。

まず、10年間の時限措置として創設される個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について、その対象が医師や税理士などの資格業の他、農家も含まれており、農家にとっては農地の納税猶予との同時適用が可能であることから、メリットは大きいです。

注意点として、先代（被相続人・贈与者）の事業の用に供されていた土地、建物、その他一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されている特定事業用資産の全てを引き継ぐ必要があります。更に、先代（被相続人・贈与者）の配偶者などの生計一親族が所有していた特定事業用資産も対象になります。そのため、確定申告の貸借対照表には、引き継ぎたくない資産は外し、生計一親族が所有する特定事業用資産を計上することをお勧めします。

土地面積は400㎡まで、建物は床面積800㎡までの制限がありますが、小規模宅地特例より効果は大きく、是非適用すべきです。

次に、31年3月末で期限切れとなる中小企業向け租税特別措置について、中小企業の年800万円以下の部分に係る15%の軽減税率や、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限が2年延長されます。

最後に、消費税引き上げに関して、国税庁より引き上げ後の扱いが順次示され、基本的に前回平成25年の引き上げの際の扱いを踏襲していますが、今回は食料品などの軽減税率があるため、対応が複雑となっています。

食料品だけなら簡単ですが、例えば、食料品とそれ以外が予め一体となっている商品（一体資産）では、税抜対価が1万円以下で、かつ食料品の占める割合が3分の2以上であれば軽減税率の対象となりますが、値引きにより1万円以下となった場合は、値引き後の金額で判定を行うこととなり、レジが対応出来るのか注意が必要です。その他、事例集をよく読む必要があります。

今後の動きは、次回号でお伝えしていきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>